

入 札 説 明 書

令和8年7月7日に公告した碾茶用製茶機械装置1式の購入に係る一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

入札に参加するものは下記事項を熟知のうえ入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等について疑義がある場合は、次の2に掲げる者に説明を求めることができる。ただし、入札後仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

なお、この調達契約は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第4条に規定する特定調達契約である。

1 公告日 令和8年7月7日（火）

2 担当部局

佐賀県茶業試験場 総務・普及担当

郵便番号 843-0302

佐賀県嬉野市嬉野町下野丙 1870-5

電話番号 0954-42-0066

電子メールアドレス chagyoushiken@pref.saga.lg.jp

3 競争入札に付する事項

(1) 品名及び数量 碾茶用製茶機械装置一式

本件は、碾茶用製茶機械装置の購入を主たる目的とし、当該装置の性能を発現させるために必要な搬入・据付・調整・試運転等の付帯作業を含む物品購入である。

(2) 調達物品の仕様等 入札条件書及び仕様書のとおり

- (3) 納入期限 令和9年3月5日(金)
- (4) 納入場所 佐賀県茶業試験場 製茶試験棟
佐賀県嬉野市嬉野町大字下野丙 1870-5
- (5) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

4 入札参加資格

入札に参加する者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

なお、資格要件確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合がある。

- (1) 物品の製造、修理、購入又は賃貸借に関する競争入札に参加することのできる者の資格及び資格審査に関する規程(昭和41年佐賀県告示第129号)に基づく入札参加資格を、入札書の提出期限の時点で有する者であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 開札の日の6か月前から開札の日までの間、金融機関等において手形又は小切手が不渡りとなった者でないこと。
- (5) 佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けている者でないこと。

(6) 当該碾茶用製茶機械装置一式を期限内に納入することができると思われるものであること。

(7) 当該碾茶用製茶機械装置一式の納入後、保守、点検、修理その他アフターサービスを納入先の求めに応じて迅速に対応可能な体制を有する者であること。

(8) 自己又は自社の役員等が次のいずれにも該当する者でないこと及び次のイからキまでに掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

5 入札参加者に求められる義務

入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書、営業概要書、応札物品承認申請書及び関係資料を令和8年8月5日（水）午後5時までに上記2の担当部局に提出しなければならない。提出された入札参加資格確認申請書等を審査のうえ、入札参加資格を有すると認められた者に限り、入札の参加者とする。

なお、提出した書類について説明を求められたときは、これに応じなけ

ればならない。

- 6 物品の製造、修理、購入又は賃貸借に関する競争入札に参加することのできる者の資格審査申請書の交付場所、提出場所及び資格審査に関する問い合わせ先

佐賀県出納局総務事務センター用度・車両担当（佐賀県庁 新館2階）

郵便番号 840-8570

佐賀市城内一丁目1番59号

電話番号 0952-25-7194

電子メールアドレス soumujimu@pref.saga.lg.jp

- 7 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- 8 入札及び契約条項を示す場所及び問い合わせ先

上記2の担当部局

- 9 入札書の提出方法等

(1) 入札参加者は、入札書を上記2の担当部局に持参又は郵送しなければならない。テレックス、電報、ファクシミリその他の方法による入札は認めない。

なお、郵送の場合は、書留郵便により「碾茶用製茶機械装置一式調達入札書在中」と封書に表書きすること。

(2) 代理人が入札する場合は、入札書に入札参加者の商号、名称又は氏名、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記名（外国人の署名を含む。以下同じ。）しておかなければならない。

(3) 入札参加者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について、押印しておかなければならない。ただし、金額を訂正した入札書による入札は無効とする。

- (4) 入札参加者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることはできない。
- (5) 入札参加者が相連合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めたときは、当該入札を延期し、又はこれを中止することがある。
- (6) 入札金額は、調達物品の本体価格の他、搬入、据付、調整、動作確認、取扱説明、これらに付随する諸経費等納入場所渡しに要する一切の経費を含めた額とする。

10 入札及び開札の方法

(1) 入札書の提出期限 令和8年8月19日（水）午前11時

(2) 開札の日時及び場所

ア 日時 令和8年8月19日（水）午前11時

(入札書を郵送する場合は、書留郵便とし、令和8年8月18日（火）午後5時までに2の担当部局に必着とする。到着期限を過ぎて到達した入札書は無効とし、開札しない。)

イ 場所 佐賀県茶業試験場 2階会議室

(3) 開札は、入札参加者又はその代理人が出席して行うものとする。この場合において、入札参加者又はその代理人が立ち会わないときは、入札執行事務に関係のない県職員を立ち会わせてこれを行う。

(4) 開札をした場合において、落札者がいない場合は、再度の入札を行う。この場合において、入札参加者又はその代理人の全てが立ち会っている場合にあつては直ちに、その他の場合にあつては別に定める日時において入札を行う。

11 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

ア 入札書の提出期限までに、佐賀県財務規則（平成4年佐賀県規則第35号。以下「規則」という。）第103条第1項の規定に基づき、見積金額（取引に係る消費税額及び地方消費税額を含む金額）の100分の5以上に相当する金額の入札保証金を納付すること。ただし、同条第3項第1号に該当し証書を提出する場合又は同項第2号若しくは第3号のいずれかに該当する場合、入札保証金を免除し、又は一部を減額する。

イ 入札保証金の納付に代えて、規則104条第1項の規定に基づき、次の（ア）から（カ）までに掲げる価値の担保を供することができる。

（ア）国債又は地方債 額面金額（割引債券にあっては、時価見積額）

（イ）日本政府の保証する債券又は確実と認められる社債 額面金額又は登録金額（発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価額）の10分の8以内で換算して得た金額

（ロ）銀行又は確実と認められる金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手（電子交換所に参加している金融機関のものに限る。） 券面金額

（ハ）銀行又は確実と認められる金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形 券面金額（手形の満期の日が当該手形を提供した日から1月を経過した日以後であるときは、提供した日の翌日から満期の日までの期間に応じ、券面金額を一般の金融市場における手形の割引率によって割り引いて得た金額）

（ニ）銀行又は確実と認められる金融機関に対する定期預金債権 債権証書に記載された金額

（ホ）銀行又は確実と認められる金融機関の保証 その保証する金額

佐賀県財務規則（平成4年佐賀県規則第35号）第103条第3項第2号の規定により免除する。

(2) 契約保証金

ア 契約締結の際に、契約金額の 100 分の 10 以上に相当する金額を納付すること。ただし、規則第 115 条第 3 項第 1 号若しくは第 2 号に該当し証書を提出する場合又は同項第 3 号若しくは第 4 号のいずれかに該当する場合、契約保証金を免除する。

イ 契約保証金の納付に代えて、規則第 116 条の規定に基づき、11 の (1) のイに掲げる価値の担保を供することができる。

12 入札の無効

次のいずれかに該当する者が行った入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者
- (2) 当該競争入札について不正行為を行った者
- (3) 入札書の金額及び氏名について誤脱又は判読不可能なものを提出した者
- (4) 入札書の文字及び記号について消滅しやすい方法で記入されたものを提出した者
- (5) 入札書の金額を訂正したものを提出した者
- (6) 入札書の誤字、脱字等により意思表示が不明確であるものを提出した者
- (7) 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 95 条（錯誤）により取り消すことが認められるものを提出した者
- (8) 1 人で 2 以上の入札をした者
- (9) 代理人でその資格のないもの
- (10) 1 から 9 までに掲げるもののほか、競争入札の条件に違反した者

13 入札辞退の取扱い

- (1) 入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

(2) 入札を辞退するときは、その旨を、次の各号に掲げるところにより申し出するものとする。

ア 入札執行前にあっては、入札辞退書を上記2の担当部局に直接持参又は郵送（入札の前日までに到着するものに限る。）して行う。

イ 入札執行中にあっては、入札辞退書又はその旨を明記した入札書を、入札を施行する者に直接提出して行う。

(3) 入札を辞退した者は、これを理由として以後の入札等について不利益な取り扱いを受けるものではない。

14 落札者の決定方法

(1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(2) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない県職員にくじを引かせるものとする。